

## 三豊市政治倫理条例(共産党案)

### (目的)

第一条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長、教育長(以下「市長等」という。 )及び市議会議員(以下「議員」という。 )が市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることの内容必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もつて公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### (市長等、議員及び市民の責務)

第二条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等及び議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

### (政治倫理基準)

第三条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

一 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

二 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

三 市(市が設立した公社、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社、有限会社を含む。第一〇条第一項第三号、第一六条第一項において同じ。 )が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦、紹介するなど有利な取扱いをしないこと。

四 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

五 市職員の採用に関して推薦若しくは紹介をしないこと。

六 議員は、職員の昇格、移動に関して推薦若しくは紹介をしないこと。

七 政治活動に関して企業、団体等から寄付等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。

2 市長等及び議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもつて疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

### (資産等報告書の提出義務等)

第四条 市長等及び議員は、毎年一月一日現在の資産、地位、肩書、前年一年間の収入、贈与及び税等の納付状況について毎年五月十五日から同月三十一日までに、次条に定める資産等報告書を市長等に会つては市長に、議員にあつては市議会議長(以下「議長」という。 )に提出しなければならない。

2 前項の資産等報告書の提出には提出義務者の配偶者及び扶養者又は同居の親族(以下「配偶者等」という。 )に係る資産等報告書も併せて提出しなければならない。

- 3 資産等報告書には、規則の定めるところにより、必要な証明書類を添付しなければならない。
- 4 議長は、第一項及び第二項の規定により提出された議員等の資産等報告書を提出期限から十日以内に市長に送付し、市長は、市長等の資産等報告書とともに十五日以内に、これを市民の閲覧に叫びなければならぬ。ただし、前項の証明書類は、閲覧の対象としな

(資産等報告書の記載事項)

第五条 資産等報告書には、次の各号に掲げる事項を記入しなければならない。

一 資産

- ア 土地 所在、地目、面積、取得の時期及び価額
- イ 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び価額
- ウ 不動産に関する権利(借地権等) 権利の種類、契約期日及び契約価額
- エ 預貯金 預入れ金融機関名、預貯金の種類及び金額、定期預金の預金日及び満期日
- オ 動産 価額が五十万円以上の動産の種類、数量、価額及び取得の時期(ただし、生活に通常必要な家具、什器及び衣類を除く。)
- カ 信託 信託に関する権利の種類、受託者、信託財産の種類、数量、信託の時期及び価額
- キ 有価証券 公債、社債、株式、出資その他の有価証券の明細、取得期日、取得価額、額面金額及び時価額
- ク ゴルフ会員権 クラブ等の名称、口数及び時価額
- ケ 貸付金及び借入金 一件に尽き五十万円以上の貸付金及び借入金の明細、契約時期及び金額
- コ 保証債務 金銭保証、身元保証等の保証債務の内容及び金額(ただし、金銭保証については、同一人に対し総額五十万円未満のものを除く。)
- サ 貯蓄性保険 貯蓄性の生命保険、損害保険等の種類、保険会社名、契約期間及び保険金額
- ニ 地位及び肩書
- ア 企業その他の団体における役職名及び報酬(顧問料等その名目を問わない。)の有無及び金額(ただし、宗教的、社会的及び政治的団体を除く。)
- イ 公職を退いた後の雇用に関する契約その他の取決めについての相手方及び条件
- 三 収入、贈与及びびもてなし
- ア 給与、報酬、事業収入、配当金、利子、賃借料、謝礼金、年金その他これらに類する収入の出所及び金額
- イ 一出所当たり三万円以上の贈与及びびもてなし(交通、宿泊、飲食、娯楽等)の出所、内容及び金額又は価額
- 四 税等の納付状況
- ア 所得税及び事業税の前年分、市県民税、固定資産税、国民健康保険料及び軽自動車税の前年度分の納付状況
- イ 普通地方公共団体に関する使用料等の前年度分の納付状況

(政治倫理審査会の設置)

第六条 資産等報告書の審査その他の処理を行うため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定に基づき、三豊市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会の委員は、十人とし、資産等報告書等の審査に関して専門的知識を有する者及び地方自治法第十八条に定める選挙権を有する市民のうちから、市長が公正を期して委嘱する。
- 3 審査会の委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。
- 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の三分の二以上の同意を必要とする。
- 5 審査会の委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の職務)

第七条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 資産等報告書の審査結果を市長に報告すること。
- 二 第十条第二項に規定する必要な調査、回答及び勧告をすること。
- 三 説明会に際し、市長の諮問を受けて意見書を提出すること。
- 四 その他、この条例による政治倫理の確立を図るため、市長の諮問を受けた事項につき調査、答申、勧告をし、又は建議をすること。
- 2 審査会は、前項の職務を行うため、関係人から事情聴取及び資料提供など必要な調査を行うことができる。

(資産等報告書の審査)

第八条 議長は、第四条の規定により提出された議員等の資産等報告書の写しを市長に送付し、

- 市長は、市長等の資産等報告書の写しとともに、これを毎年六月十五日までに審査会に提出し、審査を求めなければならない。
- 2 審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、審査を求められた日から九十日以内に意見書を作成し、市長に提出しなければならない。

(資産等報告書及び意見書の閲覧)

第九条 市長は、前条第二項の規定により提出された意見書を提出された日から十五日以内に

- 市民の閲覧に供するとともに、その要旨を広報誌等に速やかに掲載しなければならない。
- 2 議員に係る意見書については、市長は、その写しを議長に送付しなければならない。
  - 3 資産等報告書及び意見書の閲覧期間は、閲覧開始の日から五年間とする。
  - 4 市民は、閲覧により知り得たことをこの条例の目的に沿うよう適正に活用しなければならない。

(市民の調査請求権)

第十条 市民は、次の各号に掲げる事由があるときは、これを証する資料を添えて、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に調査を請求することができる。

- 一 資産等報告書に疑義があるとき。

二 政治倫理基準に反する疑いがあるとき。  
三 市工事等に関する遵守事項に違背する疑いがあるとき。

2 前項の規定により調査の請求がなされたときは、議長は、議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを審査会に直ちに提出し、調査を求めなければならない。

3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、請求を受けた日から九十日以内に、その調査結果を市長に文書で回答しなければならない。

4 議員に係る回答については、市長は、その写しを議長に送付しなければならない。

5 市長及び議長は、第三項の規定による回答があつた日から七日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。

(虚偽報告等の広報)

第十一条 市長は、審査会の意見書に資産等報告書の提出の遅滞、虚偽の報告又は調査に協力しなかつた等の指摘があつたときは、その旨を広報紙等で速やかに公表しなければならない。

2 前条の規定に基づく審査会の調査結果についても、前項の規定を準用する。

(職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会)

第十二条 市長等又は議員が、刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十七条から第九十七条の四までの各条及び第九十八条に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)の容疑による逮捕後、引続きその職にとまろうとするときは、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に市民に対する説明会の開催を求め、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に、当該市長等又は議員は、説明会に出席し釈明するものとする。<sup>4</sup>

(職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会)

第十三条 市長等又は議員が職務関連犯罪による起訴後、引続きその職にとまろうとするときは、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に、市民に対する説明会の開催を求めなければならない。この場合、当該市長等又は議員は、説明会に出席し釈明しなければならない。

2 市民は、前条又は前項の規定による説明会が開催されないときは、地方自治法第十八条に定める選挙権を有する者五十人以上の連署をもつて、説明会の開催を請求することができる。

3 前項の開催請求は、逮捕後の説明会にあつては起訴又は不起訴の処分がなされるまでの間に、起訴後の説明会にあつては起訴された日から五十日以内に、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長を通じて行うものとする。

4 市民は、説明会において当該市長等又は議員に質問することができる。

5 市長は、説明会の開催に関して審査会にあらかじめ諮問し、意見書の提出を求めなければならない。

6 議員に係る意見書については、市長は、その写しを議長に送付しなければならない。

(職務関連犯罪による第一審有罪判決後の説明会)

第十四条 前条の規定は、市長等又は議員が前条の罪による第一審有罪判決の宣告を受け、なお引続きその職にとまろうとする場合に準用する。ただし、開催請求の期間は、判決の日から三十日を経過した日以後二十日以内とする。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第十五条 市長等又は議員が前条の有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十一条第一項の規定により失職する場合を除き、市長等又は議員は、市民全体の代表者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続きをとるものとする。

(市工事等に関する遵守事項)

第十六条 市長等及び議員の配偶者、二親等以内又は同居の親族、市長等及び議員が役員をしている企業並びに市長等及び議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第九十二条の二、第四百二十二条、第百六十六条、第百六十八条及び第百八十条の五の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、下請契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

2 前項に規定する「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。

一 市長等及び議員が資本金その他これらに準ずるものの三分の一以上を出資している企業

二 市長等及び議員が年額三百万円以上の報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している企業

三 市長等及び議員がその経営方針に関与している企業

3 前二項に該当する市長等及び議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係者又は関係企業の辞退届を提出しなければならない。

4 前項の辞退届は、市長等及び議員の任期開始の日から三十日以内に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出するものとする。

5

5 議員に係る辞退届については、議長は、その写しを市長に送付しなければならない。  
6 市長は、前二項の規定による辞退届の提出状況を広報紙等で速やかに公表しなければならない。

(規則への委任)

第一七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は平成二十一年四月一日から施行する。